

# ふるさと保全対策(地域住民活動推進)事業

## ○ ふるさと保全対策(地域住民活動推進)事業とは

中山間地域の農地や土地改良施設等がもつ多面的機能の啓発・普及や都市交流を伴う農地等の保全整備、景観形成を目的として行う事業

### 【事業要件】

- ・ふるさと水と土保全対策のための基金が設置された、地域振興立法5法地域を含む市町村
- ・市町村または「ふるさと水と土保全隊」(地域住民、都市住民、土地改良区等からなる団体)が主体となって行う事業
- ・ふるさと水と土指導員と連携をとって行う(活動への直接加の有無は問わない)

## ○ 事業の内容は

### ①地域住民啓発・普及

- ・農村地域振興イベント、講演会、シンポジウム、研修会
- ・保全整備研究、研修

### ②地域住民活動推進

- ・農村地域の伝統、文化、歴史的資産(水車、はざ木等)の保存継承
- ・当該地域外の住民との交流を伴う農地等の維持・保全及び保全を目的とした景観整備
- ・地域PR活動、ボランティア、U・Iターン希望者募集等の広報活動

### 【補助金交付額】

事業経費の1/2(千円未満切捨て)※ただし補助金交付額の上限は50万円とする。

## ○ 事業の活用例は

### ①ソフト事業

- ・農家民宿開業講座
- ・「地域の宝」再発見ワークショップ
- ・特産品開発ワークショップ
- ・地域の魅力発信パンフレット作成・配布
- ・農業直販イベント開催
- ・現地学習・見学会開催
- ・草刈り軽減研究(山羊、羊による草刈り効果研究)
- ・首都圏学生、社会人向Uターン、Iターン情報誌作成、ボランティア募集イベント開催
- ・直播栽培方式の試行研究

### ②ソフト事業+ハード事業

- ・農道整備ボランティア+砂利舗装資材調達
- ・ため池取水口整備業者委託+ため池周辺草刈りボランティア(=ため池周辺環境総合整備)
- ・集会所、共同販売所周辺草刈り整備ボランティア
- ・農道及び通学路の草刈り・景観作物植栽(小・中学校連携ボランティア)
- ・地域景観整備ボランティア+種苗・肥料支援